

第 11 期第 3 回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会 会議要録

- 1 日 時 令和 3 年 6 月 21 日 (月) 14 時 ~ 16 時
- 2 場 所 練馬区役所本庁舎 5 階 庁議室
- 3 出席者 柴崎委員 (会長)、今井委員 (副会長)、廣田委員、太巻委員、渡部委員、田中委員、田村委員、加賀美委員、岩橋委員、襲田委員、河原委員、嶋村委員、関委員、かしま委員、たかはし委員、鈴木委員、岩瀬委員、小松委員、石黒委員
区側：総務部長、情報公開課長、収納課長、教育施策課長、学務課長、介護保険課長、事務局職員
- 4 傍聴人 1 人
- 5 配付資料
資料 1 特別区民税・都民税、軽自動車税および国民健康保険料に関する業務にかかる電子計算組織の結合について (収納課)
資料 2 区立学校の電子計算組織の管理、運営に関する業務に係る電子計算組織の結合におけるセキュリティ措置の変更について (教育施策課)
資料 3 令和 2 年度 (2 0 2 0 年度) 公文書の公開状況・個人情報保護制度の運用状況 (情報公開課)
資料 4 デジタル改革関連法に関する区の対応について

6 会議の概要

(1) 諮問第 3 号

特別区民税・都民税、軽自動車税および国民健康保険料に関する業務にかかる電子計算組織の結合について

(2) 報告

- ・区立学校の電子計算組織の管理、運営に関する業務に係る電子計算組織の結合におけるセキュリティ措置の変更について
- ・令和 2 年度 (2 0 2 0 年度) 公文書の公開状況・個人情報保護制度の運用状況 (情報公開課)
- ・デジタル改革関連法に関する区の対応について

7 発言内容

(以下敬称略)

(会長)

ただいまから第 11 期第 3 回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催いたします。委員の皆様にはご多忙のところご出席いただき誠にありがとうございます。

はじめに、事務局から本日の資料に関して報告があるとのことですので、事務局、お願いします。

(情報公開課長)

本日の資料につきましては、事前に委員の皆さまにお配りさせていただいておりますが、その後、報告案件を 1 件追加させていただきました。

きました。

本日、皆さまのお席に案件を追加した「次第」および「資料4」をお配りしています。

詳細につきましては、後ほど、ご説明させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

(会長) 続いて、新しい委員の就任および事務局職員の異動がありましたので、事務局よりご紹介願います。

(事務局) 新任委員の紹介および事務局の人事異動の報告

(会長) それでは、本日の議事に入ります。

本日の議題は、諮問案件が1件、報告案件が3件となっております。

はじめに、収納課の電算結合に関する諮問案件「特別区民税・都民税、軽自動車税および国民健康保険料に関する業務にかかる電子計算組織の結合について」です。

ご説明の際は、着席していただいて結構です。それでは、収納課長から説明をお願いします。

(収納課長) 【諮問第3号】特別区民税・都民税、軽自動車税および国民健康保険料に関する業務にかかる電子計算組織の結合について資料1に基づき説明

(会長) それではこれより本件についての質疑に入りたいと思います。只今の説明についてご意見、ご質問をお願い致します。

(委員) 3ページ、自動音声システム代用の のところ、本人確認の件ですが、本人の場合1番を押してくださいと案内し、それで滞納の情報をお伝えすると思いますが、本人ではない人が聴いた時、どのような扱いになるか教えて頂きたいと思います。

(収納課長) 本人でない時にはお切りくださいということでご案内致しますが、それでもお切りにならずにそのまま聴かれる事もあると思います。その場合でも、お知らせする内容が、「特別区民税・都民税について大事なお知らせを送りましたのでご確認をお願いします」と、その程度の内容しかお伝えしませんので、もし他の方が聴かれたとしても個人情報に触れることはない内容で発信をします。

(委員) 中身はいわゆる個人情報の機微に触れないような内容だということ

とですね。第三者が善意の人ばかりではないと思いますので。

(収納課長)

はい。そのとおりです。

(会長)

何か他にご意見ご質問はありませんでしょうか？

本件の電算結合の諮問については承認ということでよろしいでしょうか。

引き続き報告案件に移ります。

初めに教育施策課の報告案件「区立学校の電子計算組織の管理、運営に関する業務に係る電子計算組織の結合におけるセキュリティ措置の変更について」です。

ご説明の際は、着席していただいて結構です。

教育施策課長から説明をお願いします。

(教育施策課長)

【報告】 区立学校の電子計算組織の管理、運営に関する業務に係る電子計算組織の結合におけるセキュリティ措置の変更について資料2に基づき説明

それではこれより本件についての質疑に入りたいと思います。

(会長)

ただいまの説明についてご意見、ご質問をお願い致します。

(委員)

児童生徒へのタブレットの配備はよい施策かと思っております。

そういう点では行政のやり方は大賛成です。

そのうえでお伺いします。別紙3のガイドラインについてご説明がありました。これも大変丁寧に色々な実態を踏まえて考えておられると思います。例えば3番の利用の基本ルール、その通りだと思えます。

しかし、児童生徒の中には、時にはルールを守らない子どももいると思います。ルールを守らない子どももいることも前提にしながら万が一の時にはどういう対応をするのか、その辺を差支えない範囲で教えていただければありがたいなと思っております。

5番のセキュリティのところも同様に、アカウントやパスワードは他人に分からないように各家庭で管理してくださいと言っていますが、これも管理していなかったらどうなるのか。そういう時の対応策について教えていただければと思います。

(教育施策課長)

ガイドラインにつきましては繰り返し児童生徒、保護者の方にその内容を説明しご理解をいただき、児童生徒の皆様には通常の学校の授業の中でもガイドライン云々ということではなくて、情報リテラシーを守ること、そしてまた場合によってはネットの社会の中で例えばいじめなどの原因になったり、何か事件に巻き込まれたりな

どの重大な問題を未然に防ぐための危機管理という観点からも、年代に応じたわかりやすい説明を授業の中でも取り組んでいるということが一点ございます。

それから委員のお話にもございました、ガイドラインが守られているかどうかという件に関して説明します。

私どもは事業者から、タブレットの利用状況について定期的に報告を受けております。場合によっては、家庭用のパソコンからアクセスされたというような報告も受ける場合があります。

さらに申し上げますと、特に小学校では、仲良しのお子様同士で悪気はないけれどもパスワードを教えてしまって、これも悪気はないけれど、なりすましをして他人のアカウントでログインした、というような実例もありました。

こういった報告を受けますと、私どもといたしましてはガイドラインを守っていないことがよろしくない、ということは勿論あるのですが、それに対して罰を押し付けるということではなくて、このガイドラインをなぜ守らなければいけないのか、パスワードの管理の必要性等を先生方からご指導をいただきたいというような形で、常々各学校とやり取りをしているところです。

委員からのお話もありましたように、ガイドラインがあれば全てできる、すべてパーフェクトに守られるというものではないことを前提にしたうえで、必要な監視、モニタリングを行い、それを学校に情報提供したうえで先生方と一緒に子ども達のリスクをより軽減していく、個人情報保護の観点からもリスクを軽減していく、このように現在取り組んでいるところです。

(委員)

例えば上の3番の方でいえば、学校から指示がある場所以外では利用しないでくださいと言っているが、タブレットですから、あちこち持って歩く、そういうことが起こると思います。そういったケースが万が一起きた場合に危機管理としてどのような対応をされているのか、というのが私の聞きたかったことです。

例えば写真の撮影、録画・録音をしてしまった場合に、危機管理としてどのように対応していくべきか、子どもたちも一生懸命学習していて、学校の先生は大変な努力をなさっていることは理解しています。でも子どもの中には全て良い子ばかりではないし、中にはその子どもについているまた別の大人もいるわけですよ。そういうこともあるので、危機管理についてお考えいただけたらなという思いで申し上げました。

(教育施策課長)

タブレットの利用にあたりましては、例えばメール機能が使えない、SNS等書き込みができないなど、いくつか制限を設けてお

ります。

一番の危機管理という点に関しましては、私どもがリモートでタブレットの通信環境を遮断することができます。

もし、危機管理上のリスクがあった場合には、まず一旦、物理的に通信を遮断してそこから外には情報が出ないように、私どもが操作することができます。

そのうえで、子どもたちに対する指導等を行っていくと、このように考えております

(委員) ありがとうございました。

(委員) 丁寧なご説明ありがとうございました。

前回の説明内容に誤りがあったということで、それは仕方ないことでどんな時にも誤りは発生してしまうし、丁寧に対応いただいたこともありがたいと思います。

そのうえで今後の事も含めて、個人情報保護運営審議会の在り方とか位置づけについて確認させて頂きたいのですが、この案件は去年の11月に諮問されて、その際も非常に活発な議論をされて、その一つの論点というのがセキュリティの話だったと議事録で拝見したところです。その中で今回誤りがあったわけですが、例えば誤りがあった時点で改めて諮問をするとか、考え方としてはあったのではないか。あるいは、前回の説明内容について誤りがあったのであれば、今が6月ですから7か月経ってからご報告頂くのではなく、その前に報告頂くということもできたのではないかな、ということも考えたりもするわけです。

今後こういうことがあった場合に、区としてはどう考えているのか、手続きをどのように踏んでいくのか、教えていただけますでしょうか。

(情報公開課課長)

この件につきましては、昨年11月の審議会の諮問終了後に所管課から連絡があり、こういう事情だということが分かりました。

諮問した際の説明内容に誤りがあった事についてはお詫びしたいと思います。

誤りが判明し、1月頃には、タブレットの配備に取り掛かっておりまして、先ほど説明しましたように他の自治体の状況や、個人情報の運営リスク等、費用対効果等を考えまして、またコロナ禍であり、児童生徒がタブレットを使えるようにする必要性もありましたが、再度審議会を開催し報告をするか、あるいは文書で報告しようかということも検討させていただきました。

ただ、こういった内容でございますので担当部署からきちんと説明すべきであるということ、また併せてタブレットを配備した後の状況について何らかのご報告ができるということも考えまして、新年度になりましたこの時期にご報告させていただいたものです。

今後このようなことがないように諮問についてはしっかりとしていきたいと、確認をしながら進めていきたいと考えています。

(委員)

最終的にこの件については、区で判断をして再度の諮問はしない、あるいは審議会委員に対する情報提供もしないで今回の審議会まで待ったというご回答だったと思います。

そういう考えも確かに今回のこのコロナ禍でありうるものでもあったのかもしれないけれど、前回の審議会の中で様々な議論が出たうえで可決をされたことなので、恐らく改めて諮問されても結論は同じだったと思うのですが、丁寧にご説明を頂けた方がありがたかったなというのを申し上げさせていただきます。

(会長)

セキュリティ対策およびセキュリティの内容については、電算結合の場合は特に重要なところですので、非常に技術的なところなので誤解を生じやすいところであるとは思いますが、くれぐれも綿密な事業者との打ち合わせをしてくださるようお願いいたします。

(委員)

別紙2の接続イメージでよく理解できないところがありますので一点お伺いします。

今回のポイントは、家庭のパソコンからサーバにアクセスできますということですが、例えば、変更後のイメージで見ると家族の一員、家庭教師、あるいは塾の先生などの人たちが家庭のパソコン等を使ってそこからログインして、児童生徒の作成物に手を加えようと思えばできるのか。それが良いことか悪いことか分からないので

すが、そこで色々指導してパソコンの操作能力がアップすればそれはそれで良いのかもしれませんが、そういうことが可能かどうか。可能だとした場合に児童生徒の家庭環境あるいは教育環境の差が出てくるのかなという感じがするのですが、どのように考えておられるのを教えて頂きたいと思います。

(教育施策課長)

今お話しいただいた通り、例えば親御さんであったり、また別の方だったり子どもたちの代わりに子どもたちの作品に少し修正するとかいうことは技術的には勿論可能です。

私どもと致しましては、これは児童生徒用タブレットであったとしても、子供たちがタブレットにログインをしたその後にお父さんお母さんが、ここ間違っているよ、ここ直さなくちゃ駄目じゃないということで、お父さんお母さんが直す、こういうことは児童生徒用タブレットでも家庭用パソコンでもやろうとすれば同じようにできることとなります。

委員のお話の通り、ご家庭の中でタブレットやパソコンを使う時のルールや、学習内容について保護者と話をする、これはあって然るべきですし、是非そうして頂きたいと思っております。

ただ例えば、お子さんが知らないうちに保護者が勝手にいじってしまうのは、例えばですが夏休みの宿題を代わりにやって学校に提出すると、そういうことはタブレットかどうかに関わらず教育環境上、本意ではないということです。そこは技術的なことやセキュリティのこととは別に、紙であってもタブレットであっても、家庭内における学習の仕方やお子さんと保護者の間で話し合う題材等に関して、そこは教育委員会および学校から、先ほどのガイドラインにもありましたけれども、その目的や趣旨というものを繰り返しご説明して、子どもたちにも理解してもらい、保護者の方にも理解してもらい、そのように進めて参りたいと考えております。

(委員)

前回の審議会での説明内容と、結局現実が異なってきたというのは非常に残念ですし、またそれが仕様書の元々の所で区の認識に少し落ち度があったという部分に関しては少し遺憾なことなのかなと思っております。そのうえでご報告を頂いて対策等を進めてきていただいたことは十分評価できるのかなと思っております。

改修をしようとするすると3億9千万円かかってしまうということで、このコロナ禍の中で区の財政等が逼迫している様々部分で歳出を抑えていこうとする中で、果たして3億9千万円かけて改修をしなければいけないほど個人情報に関してリスクがあるのかということ、別紙2の資料を見る限りでは、そこまで逼迫したリスクはないのかなと感じました。まず1点そういう認識で間違いはないかとい

うところを確認したいです。

もう一点は適切な利用を促していく時に、別紙3のタブレット利用に関するガイドラインが適切に守られることが大事だと思います。

タブレットを配布したときに保護者の方にガイドラインの資料もお配りをして、読んで頂いた上で署名等をしてもらって理解してもらっているということだと思いますが、例えば1年生で配布するとそのまま6年生まで使う事になって、このガイドラインがすっかり忘れられてしまうという可能性もあると思います。定期的に保護者の方向けにガイドラインを遵守してくださいという案内をしていくべきだと思いますので、その2点教えてください。

(教育施策課長)

個人情報の保護、それらに関わる情報管理に関しましては、リスクをいかにコントロールできるのかというところが大変重要かと思っております。

現状子どもが学校や保護者のみなさまから聞いているお話、または他自治体でタブレットを活用している中からは、なりすましをされて個人情報が漏洩したり、それに関わって何か他に悪用されたりという事例は耳に入っていないところですけども、これからも、どんどんこういう世界が広まってくるということですのでリスク管理はしっかり行っていきます。

そしてガイドラインについては継続して見直しを行い、保護者の方、子どもたちに発信しなければと思っております。元々話題に上がってありましたのは、タブレットを配って初めての夏休みをこれから迎えることになり、長期間タブレットを家に持ち帰ることが始まります。ここを捉えてもう一度ガイドラインのご案内、夏休みだからという点についての注意喚起なども行っていきたいと思っております。そしてガイドラインについては、定期的に情報発信をし、ご理解をいただくことが何よりも大切かと思っております。

繰り返しになっているところもありますが、アクセス状況や不正利用というところに関するモニタリングの部分と、利用者の方に対する適切な注意喚起などを、今後もしっかり取り組んでいきたと考えています。

(委員)

今回の審議会に出された資料で、かなりリスクがあるということが分かったわけですね。ID・パスワードがわかっているならば、決められたタブレットでなくても本人でなくても利用できてしまうことが分かったわけですけども、その上で教育委員会から保護者や児童生徒に対して、リスクの説明をどのように行うのですか。

(教育施策課長)

リスクという部分については、子供たちに対してはそれぞれの年代に応じた分かりやすい説明を工夫しなければならないと思っております。

学校の先生方においてはこのガイドラインを説明するにあたってもう少しかみ砕いた言葉などを使いながら説明をして頂いているところもあります。

保護者の皆様に関してですが、ご提示したガイドラインにおいては、例えば、リスクを煽るとか危険性だけが一人歩きしてしまうような案内の仕方というのはあまりよろしくないのかなと思う一方で、今お話にもありましたけれども間違った使い方をした場合にリスクが内在しているという点についても、夏休みに向けたガイドラインの中では分かりやすく説明していきたいと考えています。

(委員)

こういうリスクがあるというのを、ある意味隠してしまうと実際に事故等が発生してしまった場合、区としてダメージは大きいと思います。審議会でそういう事が議論されたのに、それなのに教育委員会が保護者等に説明していなかったということになれば、そのリスクはものすごく大きくなる。ただガイドラインを守りなさいというだけでは危険だと思います。

ただガイドラインを説明するのではなくて、どういう対策を取るのかを考えておいた方が良いと思います。

(委員)

私の孫も小学生でタブレットが配付されたが、親はガイドラインを見てどういう風にしたらいいかと大変戸惑ってやっているようでした。

前回の審議の時には、とにかく急がなければいけない、今この時代にはとにかくタブレットの活用が大事なのです、そして運用は事業者の定める条件でやりますから、というところが、事業者の言いなりになるのか、みたいな感じも受けました。でもやっぱり世の中こんな風になってきたし、一定の配慮をしつつ新しい学習方法にトライをしていくには大事なステップかなという風に思ったので、リスクがあるかもしれないけれど、色んなものを使いながら、そしてお子さんが一番上手に楽しく学べるように、そのことがまず前提にないといけないので、リスクをできるだけ排除できるように心を砕いていただければ嬉しいかなと思います。

(教育施策課長)

11月の審議会の中でも勿論急いでいた部分は実際にございますけれども、もし委員の方に事業者の言われる通りに実施しているというようなイメージを持たれてしまったとすれば、私どもの説明が不足していたところです。

また、先ほど委員から経費に係るところのお話も頂いたところで、これからタブレットや電子の教材ソフト等が教育の世界ではどんどん広がっていくことが予想されます。タブレットの使い方に関しましても日進月歩でどんどん状況が変わっていくところがあります。税金を使わせて頂いておりますのでコストの面は無視できない、しかしながら人権、個人情報の保護、学びの保証が第一にあるということです。そういった様々な観点の認識をしっかりと持ちながら、しっかりと事業者とも詰めて、会長にご示唆頂いた通りこういった事が二度とおきないようにということでもしっかりと取り組んでいきたい、これからの話ということになってしまうのですがご理解いただければと存じます。

(会長)

他に何かご意見ご質問はありますか？

それでは次の報告案件に移りたいと思います。

情報公開課の報告案件「令和2年度(2020年度)公文書の公開状況・個人情報保護制度の運用状況」についての報告です。

ご説明の際は、着席していただいて結構です。

(情報公開課長)

【報告】 令和2年度(2020年度)公文書の公開状況・個人情報保護制度の運用状況 資料3に基づき説明

(会長)

これより本件についての質疑に入りたいと思います。

ただ今の説明についてご意見ご質問をお願い致します。

(委員)

介護保険の関係なのですが、今、簡単にご説明をいただいたのですが、私は非常に心配に思っているのですけれど、つまり個人の事務処理のミスとして済ませるのではなく、原因をしっかりと究明して、事務処理体制そのものを見直すべきではないかと思います。それから紛失した書類の関係者、ご本人なり調査した人に対してどういうフォローをされたのか、関係者に対する対応を丁寧にされているのかどうか気になります。

今後、事務処理体制あるいは職員の配置体制を整理して再発防止を徹底することをやって頂きたいと思います。

(介護保険課長)

申請書等が無くなった方に対しては連絡をして、執務室内で行方不明になってしまったという状況も踏まえてご説明をしてお詫びをしています。

介護保険課としても、あってはならないことがこれだけ続いてしまいましたので、今、事務処理の見直し、BPRだけではなくて事務の標準化ということを含めて、課全体で見直しをしていきたいと考え

ています。

(情報公開課長)

先ほどから話題に出ているBPRについてご説明します。

職員に対しては、日ごろから個人情報保護の大切さについて、研修を実施しております。

当然意識はあるのですが、実務的に見逃すなり漏れてしまっているところがありました。

令和元年度からビジネスプロセスリエンジニアリング(BPR)という考え方で、事務処理手順を一つずつ洗い出してリスクを可視化して、無理な工程を改める、必要なチェック工程を設けるなど、防止策に努めていくという手法になります。

元年度に区民部、2年度に福祉部でそれぞれ実施しており、ミスの減少に一定の効果が上がっています。

そういった手法を取り入れて、研修だけではなくて、分析をして対応をしていきたいと考えておるところです。

(会長)

介護保険課長にお尋ねしますが、認定調査票が紛失したとしたらもう一回調査をし直すのですか。

(介護保険課長)

調査員は調査票を作成するにあたって自分なりのメモを作っておりますので、それを元に調査票の復元が可能で、再調査自体はやらないで済んでいるのですが、決して望ましい状態ではないので、そういう形で紛失するようなことがないように書類の所在の確認、保管自体も含めてきちんとやっていきたいと思えます。

(会長)

情報の漏洩ももちろんですが、認定結果が変わってしまったらご本人のためにも不利益になるので、慎重をお願い致します。

(委員)

どうして一つの部署で沢山ミスが出るのかなと思って見ていたのですが、資料を見ますと、8月、11月、12月に1名分紛失が出ていて、令和3年3月に32名分の紛失が発生しています。

こういうミスというのは、最初に一人出た時に原因を潰していく仕組みがあるといいのかなと、介護保険課に限らず、そういう仕組みがあると良いなと思えました。

(介護保険課長)

3月の32名分については、一回の審査会で判定した32名分の一覧表が本来保管すべき場所にしまっておらず行方不明になったことから、紛失という形でご報告させて頂いています。この一覧表はデータ自体を電子化して無くならないような形で保存年限まで保存するという対応に変えました。認定調査票などは電子化をして中身のチ

エックが出来ないものですから、管理の方法自体をきちんと見直すという形で対応しています。

(委員) 介護保険課の紛失の事について1点だけ確認したいのですが、紛失した場所が全部執務室内で、いろいろ探されたけども結果紛失してしまったということなので、可能性として思ったのが、誤ってシュレッダーをかけてしまったとか、そういったことはないのかなと思いました。今後も事務の処理の不十分さを洗い出して見直す中で、既に見直しているのかもしれませんが、廃棄するときの取り決めについて確認させてください。

(介護保険課長) 例えば申請書類1枚だけ置いておくと、他の書類に紛れてシュレッダーしてしまう恐れがあるので、今は一つずつフォルダに入れて管理するという方法をとっています。シュレッダーに関して言うと中身を見てからシュレッダーをかけるように注意しているところで、さらに徹底していきたいと思っています。

(委員) 練馬区ではどれくらいの方が要介護の認定を必要として、ひと月どれくらいの方が申請しているのか、それに対してどれくらいの職員の方が対応されているのか、教えてください。

(介護保険課長) 令和2年度に関しては新型コロナウイルスの関係で例年より少なく、年間で22,971件の申請がありました。その前の年は32,554件で、例年の件数は新規の申請、更新の申請、区分申請を含めて年間3万件程度あります。

区の職員体制としては認定第一係、認定第二係の二つ係がありまして、係長入れて14人の係が2つあって、会計年度任用職員が26人という形で、区の職員だけで50人くらいが携わっている状況でございます。

(委員) 7ページの5番目の内容が分からないので教えてください。粗大ごみ処理減免承認書を送付する際に別人の特別児童扶養手当証を送ってしまったと、何か清掃事務所の扱う事務と全然違うような事が書いてあるように読めるのですが、ダブルチェックじゃなくて管理が悪いのでしょうか。ダブルチェック以前の問題だという気がするのですが。

(情報公開課長) 特別扶養手当証をお持ちの方につきましては粗大ごみ処理券が減免されると制度があります。

扶養手当証明書を送って頂いて減免処理した後、返却する時に別

の方に送ってしまったということになります。証明書が届いた方から連絡があってミスが発覚しました。送るときに宛名と封入物を含むダブルチェックを怠っていたのでそれについて注意をしていくというものです。

(会長) 特別児童扶養手当証書を送ったことは間違いではないが、別人に送ってしまったということですね。

他に何かお意見ご質問はありますか？

それでは、次の報告案件に移りたいと思います。

先ほど事務局の方から案内がありました追加案件「デジタル改革関連法に関する区の対応」についての報告です。

ご説明の際は、着席していただいて結構です。

(事務局) 【報告】 デジタル改革関連法に関する区の対応 資料4に基づき説明

(会長) ただ今の説明についてご意見ご質問をお願い致します。

(委員) 今回は全国的に共通ルールを設けるという事ですが、私の認識ですと練馬区の場合、国と異なる独自の個人情報保護規定を設けている部分はないのではないかと考えています。新聞等によりますと、全国共通で規定される部分と各団体が独自に規定している部分とをどう整理するのかというのが論点になっているようですけれど、練馬区の場合、何か気になることや、区独自で定めていて今後の検討次第では論点になりそうな事があるのか、分かる範囲でご説明ください。

(情報公開課長) 現行の個人情報保護法は民間の事業者を対象とした法律で、自治体は自ら個人情報保護条例を定めています。自治体により規定ぶりが様々に違うのが現状であり、今後国が進めるデジタル化に伴いまして定義等を統一した方が良いだろうという事です。例えば個人情報の定義についてです。練馬区は死者の情報も含めて個人情報という風に定めていますが、国は個人情報には死者の情報は含めないというような場合に、実際の取り扱いで課題が生じるか。その他にも、審議会でどういうことを扱うのかだったり、開示請求の決定期限だったり、現行の区条例とは違っているところもあります。改正法についてガイドラインがこれから示されますので、それを見ないと具体的な内容が分からないのですが、整理検討は必要だと考えております。

(会長)

内容の異なる条例やルールが乱立している状況で、それを統一したいという事だろうと思いますが、とは言え本当に全く同じにして良いものかという問題もあって、非常に難しい問題かなと思います。

情報公開課長から話があった死者の情報ですが、練馬区は死者の情報は死者の個人情報であるとしていますが、国は死者の情報は遺族の個人情報であるとしているので、結局個人情報として保護されるという意味では似たような取り扱いにはなりません。

そういうところも含めて、言葉の統一とかも進んでいくのだろうなと思いますが、非常に大変な作業だと思うので、また皆さんにも色々ご意見をお伺いする機会も増えるかなと思います。

それでは本日の案件については以上で終了しました。

委員の方についてご意見ご質問等ありましたらお伺いさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。

最後に事務局からのご連絡をお願い致します。

(情報公開課長)

次回の審議会は11月下旬を予定しております。状況によって変わるかもしれませんが、日程につきましては1か月前に開催通知を送付させていただきますのでよろしくお願い致します。

(会長)

本日はどうもありがとうございました。